

Title	西周王権と王統譜
Sub Title	The Western Zhou Dynasty and the royal line
Author	武者, 章(Musha, Akira)
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.1 (2006. 6) ,p.35- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060600-0035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060600-0035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 西周王権と王統譜

## 武者 章

はじめに

二〇〇三年一月一九日、陝西省寶鷄市眉県楊家村西周青銅器窖藏より、西周時代の青銅器二七件が発見された。<sup>(1)</sup>出土地点は、岐山県と扶風県との交界、周原の中心である鳳雛村の宮殿址<sup>(2)</sup>辺りより南、約二〇キロメートルの所である。窖藏は、計画的かつ整然と行われていたようである。<sup>(3)</sup>窖藏されていた青銅器は、①「天孟」一件(図1)、②「單五父壺」二件(図2)、③「叔五父匜」一件(図3)、④「單叔鬲」九件(図4)、⑤「速盤」一件(図5)、⑥「四十二年速鼎」二件(図6)、⑦「四十三年速鼎」一〇件(図7)、⑧「速盃」一件(図8)、計二七件である。これら二七件の有銘青銅器群を本稿では「速諸器」と命名しておく。出土器の器影写真・銘文の写真や拓本等の紹

介に関しては、現在のところ、注(1)1. 1)~4)の報告に依らざるを得ないが、望ましい公表の状況にはないと言える。「表1 速諸器データ公表一覧」は、速諸器の紹介状況の所出一覧である。紹介状況が、極く一部に限られていることが見て取れよう。一例を挙げると、四十二年速鼎は、一〇器九銘であり、一〇器のうち、辛器の銘文の拓本・器影写真が紹介されることが多く、また、一〇器のうち二器については、スペースの都合上、前段部分と後段部分に分けて製作されている。その二鼎については、器影写真・銘文の拓本ともに未だに公表されていない。従って、一〇器九銘の銘文の異同を確認できない状態である。さらに、摘鋳が厳しくて、原文字の損傷が著しく、文字の同定に困難さが伴っている状況もある。ただでさえ難解な⑤「速盤」、⑥「四十二年速鼎」、⑦

表1 速諸器データ公表一覧

	盛世吉金	考古与文物	文物	文物天地
盂	影・銘影	影	影	影
壺甲(单五父)	影・器蓋拓(甲?)	銘影		影(甲?)
壺乙(单五父)	影		影・囟・器害拓・銘影	
匜(叔五父)	影・拓・銘影	器囟・拓・影・銘影	影・囟・モ・銘影・拓	影
鬲甲(单叔)	影・拓・銘影(甲?)		影(甲~壬一括)	影(一括)
鬲乙(单叔)	影			
鬲丙(单叔)	影			
鬲丁(单叔)	影	器囟・拓・影		
鬲戊(单叔)	影			
鬲己(单叔)	影			
鬲庚(单叔)	影			
鬲辛(单叔)	影		影・囟・拓	
鬲壬(单叔)	影		銘影(局部)	
盃(速)	影		影・銘影・影(局部)	影
盤(速)	影・拓・銘影	器囟・拓・銘影・影	影・囟・拓・銘影	影・銘影
鼎甲(四十二年速)	影・銘影(四十三の誤)		影	
鼎乙(四十二年速)	影・拓・銘影	器囟・拓・影・銘影	影・囟・拓・銘影	
鼎甲(四十三年速)	影・拓・銘影(甲?)		影	影・銘影(?)
鼎乙(四十三年速)	影		影	
鼎丙(四十三年速)	影		影	
鼎丁(四十三年速)	影		影	
鼎戊(四十三年速)	影		影	
鼎己(四十三年速)	影		影	
鼎庚(四十三年速)	影		影	
鼎辛(四十三年速)	影	器囟・拓・影(甲?)	影・拓・囟	
鼎壬(四十三年速)	影		影	
鼎癸(四十三年速)	影		影	

「四十二年逯鼎」を含む「逯諸器」全ての銘文の全貌を把握した上で、それらの比較の結果、銘文の解釈が容易になりうる場合もあり、すべての銘文の公表を望むものである。なお、「逯」字についてであるが、字形上最も近いと判断されるので、本稿では、「逯」に字釈しておく<sup>(4)</sup>。以下、「逯諸器」の編年をまずは確認しておきたい。

①「天盃」(図1)は、器形から推して西周中期相当と考えられる<sup>(5)</sup>。文様については、相同のものが見当たらないが、西周中期頃と推定される<sup>(6)</sup>。銘文は、二行一一字であり、書風より推して昭穆期頃と思われる<sup>(7)</sup>。「作寶盃、其子々孫々、永寶用。天(寶盃を作れり。其れ、子々孫々、永く寶として用いん。天(図象銘)」とある当銘は、作器者不明であり、①「天盃」は、「逯諸器」中、もつとも古い西周中期の作と考えられる。なお、「天」は、いわゆる図象銘である。②「單五父壺」(図2)は、二件のセットで、一方は通蓋高五九センチ、一方は五九・六センチでほぼ等しく、側視形にも大きな差異は認められない。器形より、西周ⅢBに編年されている<sup>(8)</sup>。文様は、頸部文様については、西周ⅢBに考えられているが、腹部の交龍文については、出土資料数が少なかった

せいであろう、林巳奈夫氏は分類されていない<sup>(9)</sup>。銘文は、二銘同銘で、「單五父作朕皇考罍壺、其萬年子々孫々、永寶用(單五父、朕が皇いなる考の罍壺を作れり。其れ、萬年子々孫々、永く寶として用いん。)」とあり、西周後期の書風である。交龍文の編年案が未決状態であるが、この二件の壺は、少なくとも西周後期の製作であると考えられる。③「叔五父匜」(図3)の器形及び頸部文様は、林編年では、西周ⅢAである<sup>(10)</sup>。銘文は、二行一四字で、「叔五父作旅匜、其萬年、子孫、永寶用(叔五父、旅匜を作れり。其れ萬年、子孫、永く寶として用いん)」とあり、西周後期の書風である。従って、この「叔五父匜」は、西周後期前半頃の作と推定される。④「單叔鬲」九件(図4)は、頸部に竊曲文、腹部に夔龍文を飾り、西周後期の作と考えられている<sup>(11)</sup>。器形からも西周後期頃の作と考えられる<sup>(12)</sup>。銘文は、口沿部内側に、一一字、「單叔作孟祁罍器、其萬年、子々孫々、永寶用(單叔、孟祁の罍器を作れり。其れ萬年、子々孫々、永く寶として用いん)」とあり<sup>(13)</sup>、西周後期の書風である。「單叔鬲」の製作も西周後期と考えられている<sup>(14)</sup>。②「單五父」・③「叔五父」・④「單叔」と「逯」の関係については、第一節第二項で確認することとなるが、通例では、

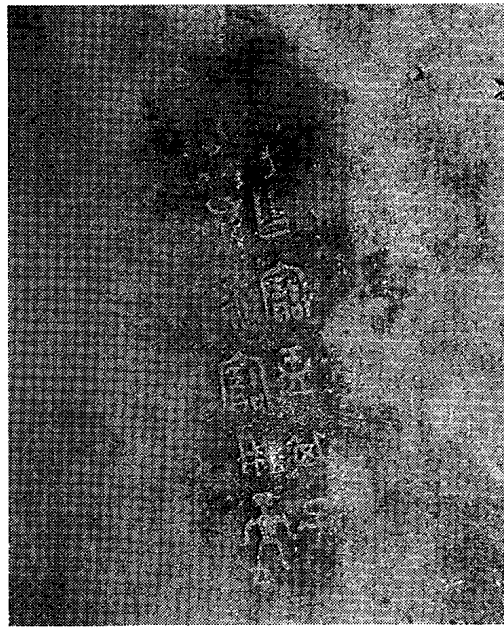


图1 天孟（上：器写真 下：铭文写真）

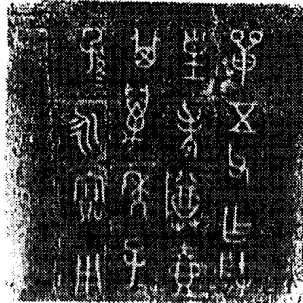
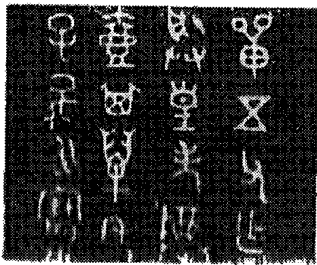


图2 單五父壺乙 (上左：器写真 上右：文様 下：銘文拓本)

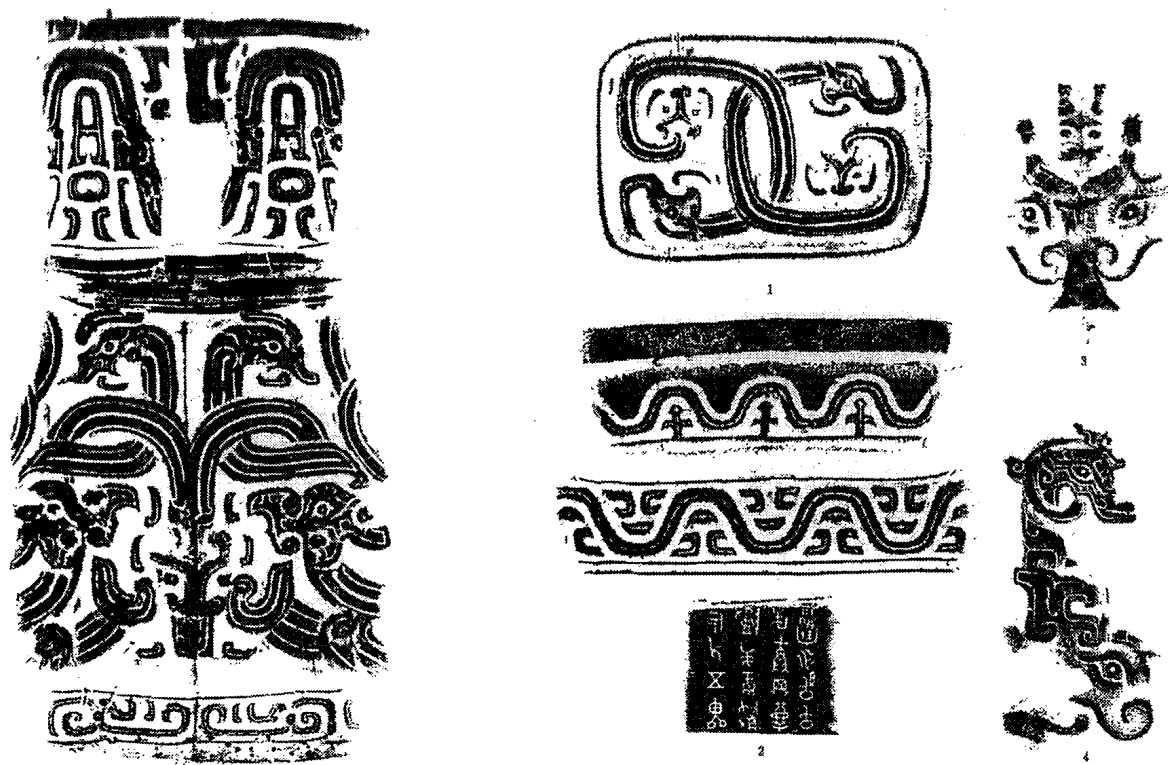


图2 單五父壺乙 (左：器側面文樣 右：文樣拓本)

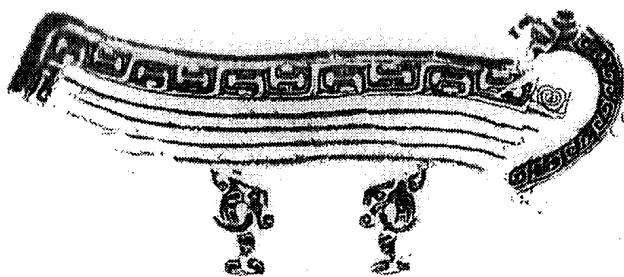
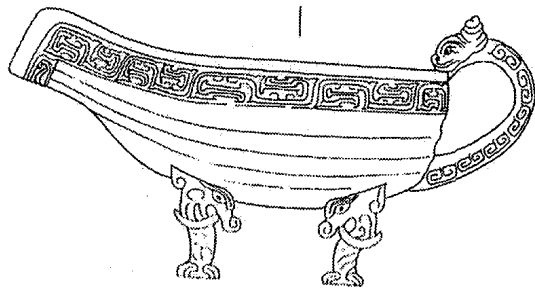
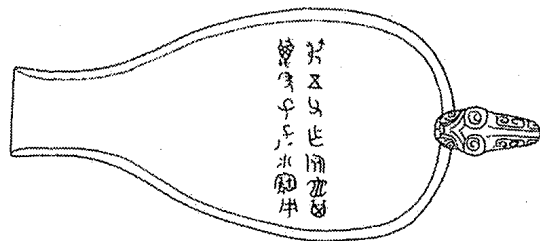
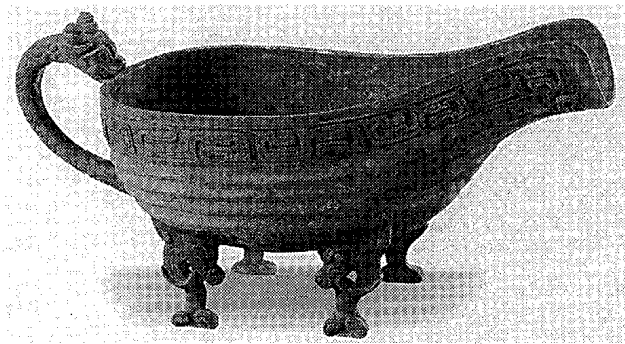


図3 叔五父匜（上：器写真 中：図 下：文様拓本 右：銘文拓本）



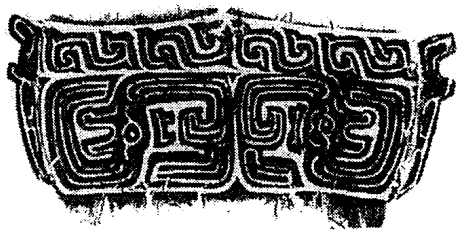
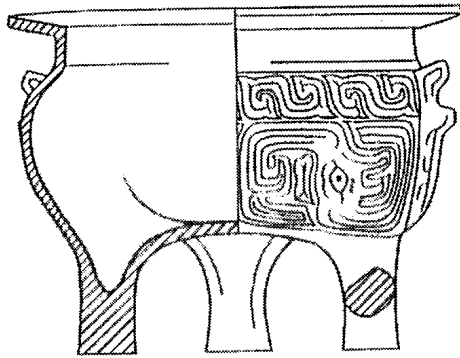


图4 單叔鬲辛 (上：器写真 中：图 下：文様拓本 右：銘文拓本)

別人と見なされる事が多い。<sup>(15)</sup>

⑤「速盤」(図5)は、二二行約三七〇字の銘文を持ち、かつ、その銘文中に文王以来、周王朝歴代の王名が一一名列記されているものであり、他に類例なく、その史料的价值は極めて高いものである。作器者の「速」は、「天子」即ち宣王期に活動した人物であることが銘文より明らかであり、宣王期の標準器と考えてよい青銅器である。<sup>(16)</sup>「速盤」は、西周後期、宣王期の標準器となるばかりでなく、銘文には歴代周王と「速」の歴代との系譜関係が示されている。特に、器形・文様・銘文いずれの方面においても、西周後期の青銅器の編年に重大な影響を及ぼしうる要素を持っている。⑥「四十二年速鼎」二件(図6)は、二五行約二八〇字の銘文を持ち、銘文の内容は、周王朝による冊命を主とするものである。<sup>(17)</sup>器形からは、西周ⅢBと考えられる。<sup>(18)</sup>頸部文様については、この「四十二年速鼎」の頸部に見える竊曲文が、編年上の基点となりうる、と考えられる。腹部の波状文も、西周後期の青銅壺によく見られる文様である。<sup>(19)</sup>銘文は、西周後期の書風であり、作器者が「速」であり、かつ、銘文中に「四十二年」とあるので、宣王四十二年の製作器である<sup>(20)</sup>と考えられている。銘文約二八〇字の内容は、極

めて難解であり、容易に読解し難い。⑦「四十三年速鼎」一〇件(図7)は、約三二〇字の銘文を持ち、作器者は「速」であり、かつ、銘文中に「四十三年」とあるので、宣王四十三年の標準器となる青銅器である。器形から西周ⅢB、頸部に竊曲文、腹部に波状文を飾っており、林編年で、西周ⅢBと考えられる。<sup>(21)</sup>先に述べたように、「四十三年速鼎銘」は、一〇器あつて、九銘であり、前後二段に分鑄されている二器がある。極めて稀な例であるが、資料が未公表であるので、その実態を確認できない。発表が待たれる次第である。銘文は、約三一〇字、冊命を主たる内容とするものであり、「速盤」・「四十二年速鼎」及び「速鐘」一六件と、内容上密接な関係にある。⑧「速盃」一件(図8)は、三行二〇字の銘文を持ち、「速作朕皇高祖單公聖考隲盃、其萬年子孫永寶用(速朕が皇いなる高祖と聖なる考の隲盃を作れり。其れ萬年、子孫、永く寶用せん)」とある。作器者は同じく「速」であり、従つて、器形・文様においても、宣王期の標準器となる青銅器であり、銘文である。<sup>(22)</sup>

以上をまとめると、「表2 速諸器編年一覽」が得られる。すでに見てきたように、①「天盃」以外は、西周後期の製作と考えられるが、⑤「速盤銘」に見える周王

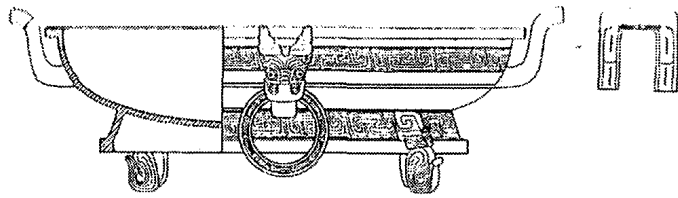


图5 迷盤 (上:器写真 中:図 下:文様拓本)

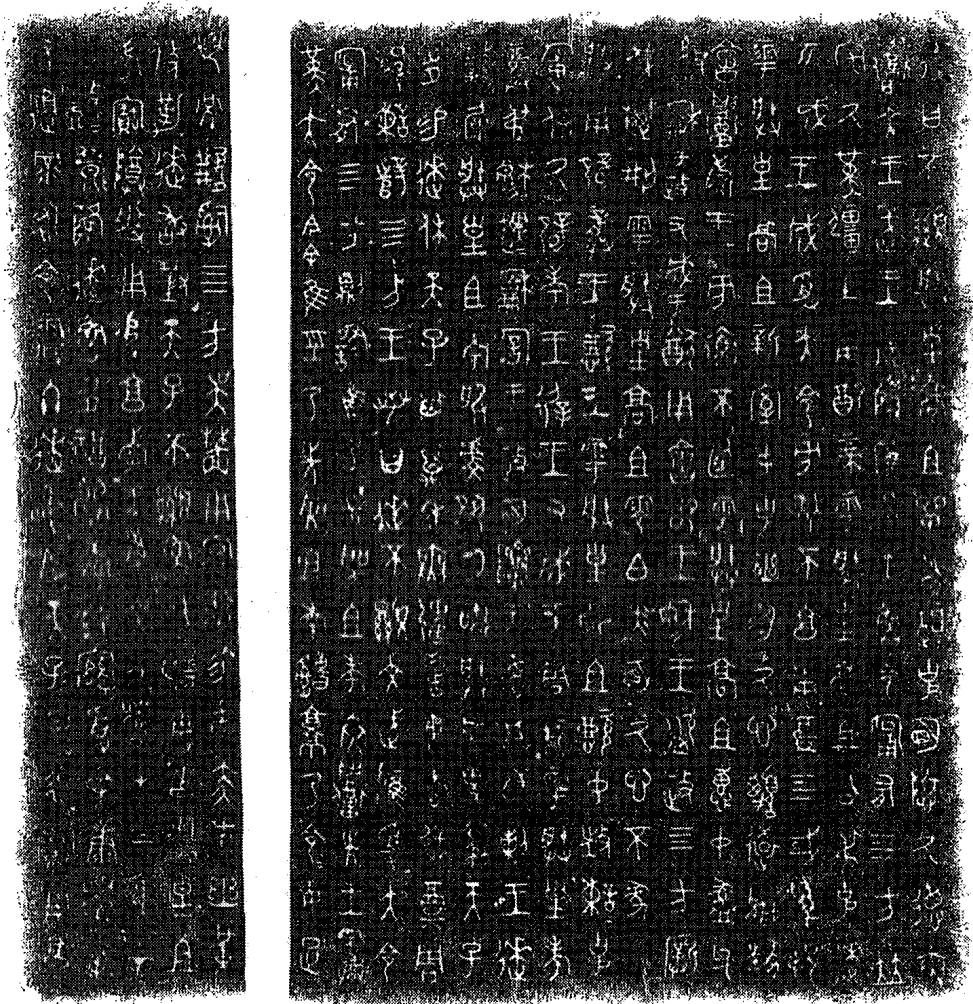


図5 速盤（銘文拓本）

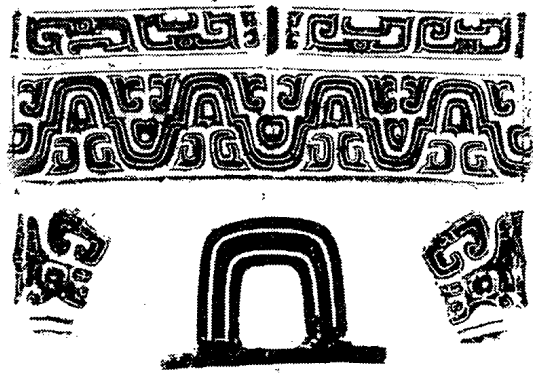


图6 四十二年逯鼎乙（上：器写真 下：文様）

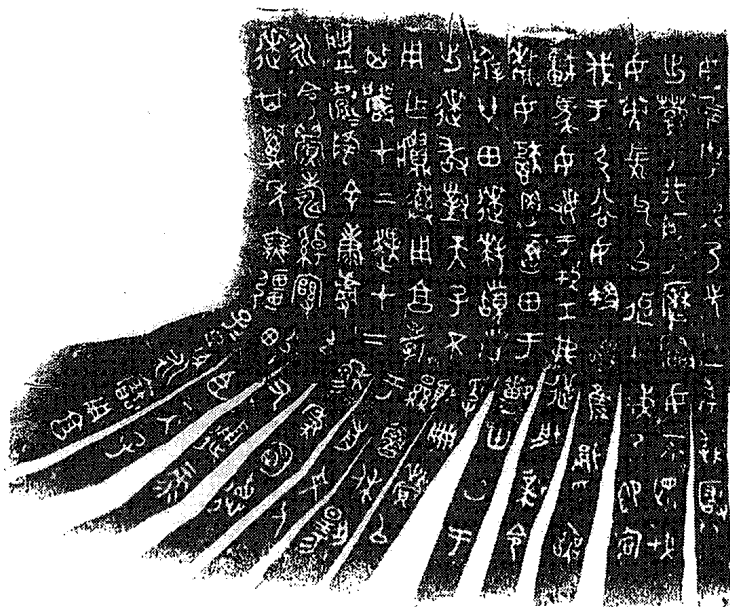
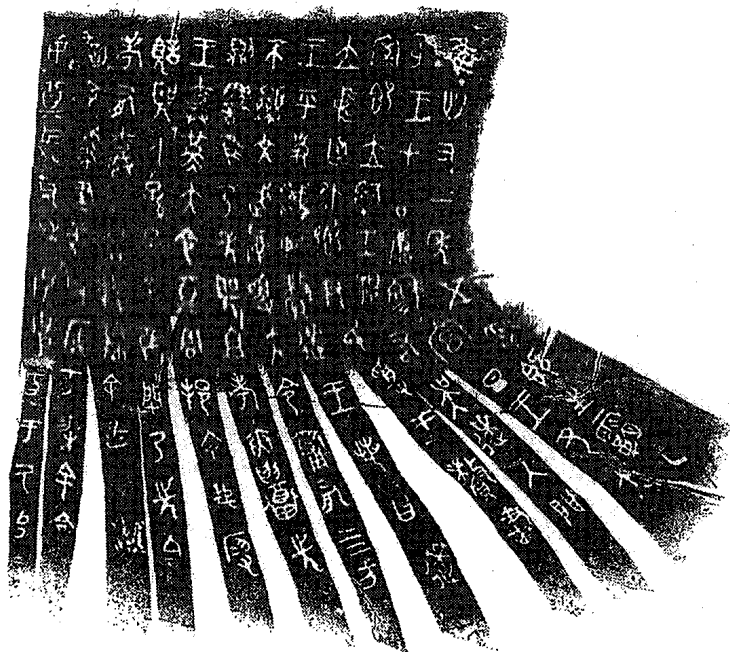


图6 四十二年逯鼎乙（铭文拓本 上：前半部分 下：後半部分）

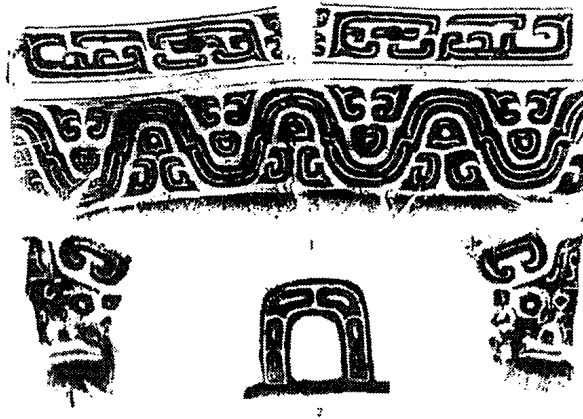


图7 四十三年逯鼎辛（上：器写真 下：文様拓本）

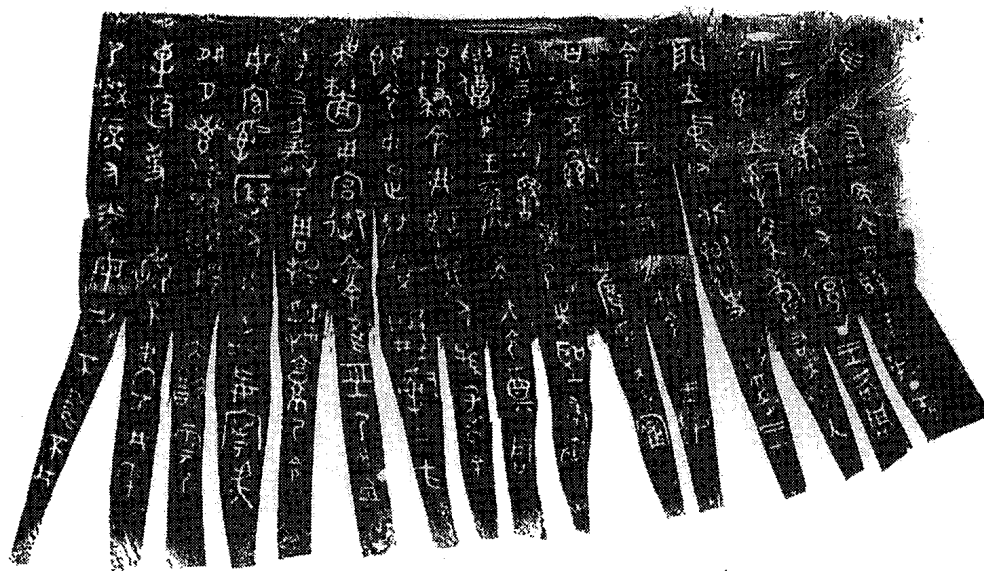


図7 四十三年逯鼎辛（銘文拓本 上：前半部分 下：後半部分）



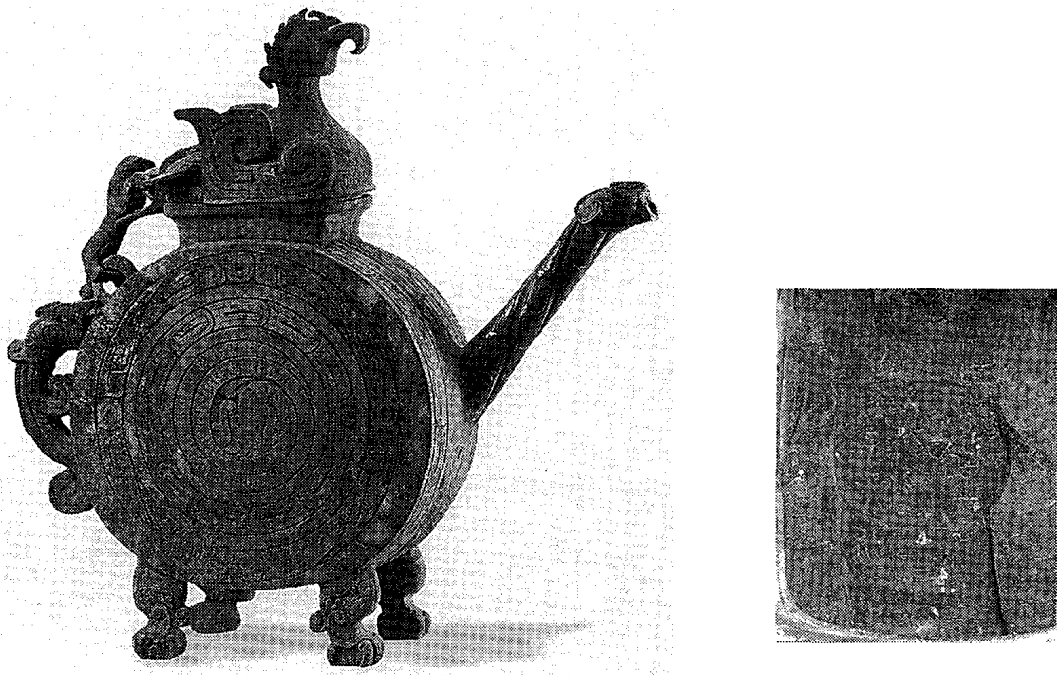


図8 速盃 (左：器写真 右：銘文写真)

表2 速諸器編年一覽

器種	銘文	文様・頸部	文様・腹部	器形
盃 (天)	昭穆	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
鬲 (単叔)	Ⅲ	Ⅱ B		Ⅲ
匜 (叔五父)	Ⅲ	Ⅲ A		Ⅲ A
壺 (単五父)	Ⅲ	Ⅲ B		
盃 (速)	宣王	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
盤 (速)	宣王	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
鼎				
(四十二年速)	宣王	Ⅲ B	Ⅲ	Ⅲ B
(四十三年速)	宣王	Ⅲ B	Ⅲ	Ⅲ B
鐘 (速)	宣王	Ⅲ		Ⅲ

の王統譜の問題と速の家譜の対応関係から、各器がどの王世に属するのか、なお、検討すべき側面が多々ある。本稿では、速盤銘を手掛かりに、西周王朝の王統譜と速諸器の編年及び西周王権の支配構造を探る端緒としたい。

注

(1) 本稿で取り上げた発掘報告及び関係論文は、以下の通りである。

1. 報告

- 1) 『盛世吉金—陝西寶鷄眉県青銅器窖藏』陝西省文物局・中華世紀壇芸術館編、二〇〇三年三月。以下『盛世』と略す。
- 2) 「陝西眉県楊家村西周青銅器窖藏」、陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作队・眉県文化館、『考古与文物』二〇〇三年第三期。
- 3) 「陝西眉県楊家村西周青銅器窖藏発掘簡報」、陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作队・眉県文化館・楊家村聯合考古隊、『文物』二〇〇三年第六期。
- 4) 「夏商周時代の信息風暴—陝西眉県西周青銅器窖藏出土前後」、尹夏清・龐博、『文物天地』二〇〇三年第五期。

2. 関係論文

- 1) 「寶鷄眉県楊家村單氏家族青銅器群座談紀要」考古与文物編集部、『考古与文物』二〇〇三年第三期。
- 2) 「眉県楊家村西周窖藏青銅器の初歩認識」劉懷君、『考古与文物』二〇〇三年第三期。
- 3) 「誦楊家村出土的虞述諸器」李学勤、『中国歴史文物』二〇〇三年第三期。
- 4) 「陝西眉県楊家村出土窖藏青銅器筆談」馬承源・王世民・王占奎・劉軍社・劉懷君・朱鳳瀚・陳佩芬・李伯謙・李学勤・張長寿・張培瑜・張懋鎔・高明・徐天

進・曹璋、『文物』二〇〇三年第六期。以下、「筆談」『文物』03・6と略記する。

- 5) 「眉県楊家村新出青銅器研究」李学勤、『文物』二〇〇三年第六期。
- 6) 「誦速器銘文札記三則」裘錫圭、『文物』二〇〇三年第六期。
- 7) 「3000年の眠りから覚めた青銅器たち」丘垣興、『人民中国』二〇〇三年九月。
- 8) 「西周列王紀年擬測」王占奎、『考古与文物』二〇〇三年第三期。
- 9) 「(速) 盤銘文箋釈」王輝、『考古与文物』二〇〇三年第二期。
- 10) 「速鼎的王世与西周晚期曆法月相紀日」張培瑜、『中国歴史文物』二〇〇三年第三期。
- 11) 「速盤銘文考釈」劉源、『中国史研究』二〇〇三年第四期。
- 12) 「速盤銘文試釈」劉懷君・辛怡華・劉棟、『文物』二〇〇三年第六期。
- 13) 「從速盤銘文談西周單氏家族的譜系及相關銅器」張天恩、『文物』二〇〇三年第七期。
- 14) 「四十三年左鼎与牧簋」李学勤、『中国史研究』二〇〇三年第一期。
- 15) 「眉県楊家村四十二、四十三年速鼎考釈」孫亞冰、『中国史研究』二〇〇三年第四期。
- 16) 「四十二年、四十三年速鼎銘文試釈」劉懷君・辛怡華・劉棟、『文物』二〇〇三年第六期。

- 17) 「迷鼎の月相紀日和西周年代」張培瑜、『文物』二〇〇三年第六期。
- 18) 「眉県楊家村窖藏青銅器銘文考述」連劭名『中原文物』二〇〇四年第六期。
3. 参考論述等 (以下の論述については、早稲田大学森和氏より提供を受けた。記して謝意を表したい。なお、あえて参考としたのは、入手が容易ではなく、必ずしも、一般的に引用しうるとは考えがたいものがあるからである)
- 1) 「眉県楊家村器銘曆日的難題」李学勤、『寶鷄文理学院学報(社会科学版)』二〇〇三年一〇月。
- 2) 「眉県青銅器和西周年代学研究的思路調整」常金倉、同上。
- 3) 「速盤銘文的注釈及簡析」彭義、同上。
- 4) 「速盤的史学價值」劉軍社、同上。
- 5) 「眉県楊家村窖藏青銅器述評」張潤棠、同上。
- 6) 「青銅国宝出三秦」陳泯・賈敏・洛風、『特別報道』二〇〇三年五月。
- 7) 「眉県4000余字青銅銘文說了些什麼」趙婷・范濤、同上。
- 8) 「惊世的發現与甘苦的採訪——陝西眉県楊家村重大考古發現採訪手記」楊西民・董曉旭、『新聞知識』二〇〇三年八月九日。
- 9) 「他人已卷錢財去此地空余吾嘆息——簡析『腦白金』廣告的幾大誤区」齊蔚霞、同上。
- 10) 「对夏商周断代成果的『青銅挑戰』」馮国、『瞭望新聞

周刊』第一三期、二〇〇三年三月三十一日。  
11) 「從国企広長到『千万富翁』」宋世楹、同上。

#### 4. 迷鐘關係論述

- 1) 「眉県出土一批西周窖藏青銅樂器」劉懷君、『文博』一九八七年第二期。
- 2) 「陝西金文彙編」吳鎮烽、一九八五年、九〇五頁。
- 3) 「陝西青銅器」李西興、一九九四年、二二七。
- 4) 「梁其簋及其他關係諸器研究」ノエル・バーナード、一九九六年。

本稿で引用する青銅器關係の著録の略称は、「金文・青銅器關係主要著録考釈類目録および略号(日中文部分)」『論集 中国古代の文字と文化』同論集編集委員会編、一九九九年に従っている。『西周』(〇二年版)は、二〇〇二年版『郭沫若全集 考古編7』の略であることを注記しておきたい。

(2) 注(1) 1. 3) 報告、四一頁では、「楊家村の地は、周原の南縁にあたる」という。注(1) 2. 4) 「筆談」『文物』03・6、徐天進發言、六三頁で「窖藏地点は、周原遺址より直線距離で約二五キロ」という。

(3) 注(1) 2. 4) 「筆談」『文物』03・6、五三頁、李伯謙發言参照。

「この窖藏の上部は、西周晩期の灰坑により切り込まれており、窖藏は突発的な事件、例えば、平王東遷の際のような事件によるものではなく、原因は別にあるであろう」という。なお、張懋鎔・徐天進氏らも、窖藏の時期を西周末とは、見ておられない。

(4) 松丸道雄「河南鹿邑県長子口墓をめぐる諸問題—古文  
献と考古学との邂逅—」『中国考古学』第4号、二〇〇四  
年一月一五日、二三三頁で、別字に当てておられるが  
報告に従った。速の字釈に関しては、別稿で考えたい。

(5) 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』一九八四年。注  
(1) 1. 4) 所掲報告、二八頁では、この盃がほぼ西周中  
期の時期に相当し、その他は、同一時期の物、即ち「西  
周後期」としている。

(6) 林巳奈夫『殷周時代青銅器紋様の研究』一九八六年。

(7) 啓卣・啓尊銘(『文物』一九七二年第五期)に近い。

(8) 注(5) 所掲書。高西省「西周青銅壺研究」『西周文明  
論集』二〇〇四年一月では、「厲宣期」という。

(9) 注(6) 所掲書。

(10) 注(5) 所掲書。

(11) 注(1) 1. 3) 所掲報告、二七頁、及び注(6) 同書。

(12) 注(5) 同書。

(13) 注(1) 1. 3) 所掲報告、三七頁では、「孟邗」は、單  
叔の妻とし、②の「單五父」と③の「叔五父」と④の  
「單叔」は、速盤・速鼎の「速」と一名一字であろう、と  
し、同一人物と見なしている。

(14) 注(1) 1. 報告。

(15) 注(1) 2. 4) 「筆談」『文物』03・6、では、多く  
の発言者が、同一人物と見なしているが、根拠を示せて  
はいないことを注意しておく。

(16) 注(1) 1. 報告。

(17) 拙稿「西周冊命金文分類の試み」『東洋文化』第五十

九号、一九七九年で、冊命金文第I類に分類しうるもの  
である。さらに言えば、今日まで認識されていない  
「贅」という動詞が見え、征伐の論功行賞として冊命に  
匹敵する意味をもって賞詞されるものである、と考えら  
れる。今までの「冊命」についての認識を新たにしなけ  
ればならない点を多分に含むものがある。

(18) 注(5) 同書。

(19) 注(6) 同書三二七頁の竊曲文、三六二頁の波状文

が、それぞれ近似している。

(20) 注(1) 1. 1) — 4) 報告。

(21) 注(5) 及び(6) 同書。

(22) 注(5) 及び(6) 同書。

#### 西周王朝と王統譜

すでに見たように、速盤銘は、二二行三六〇字重文一  
字からなる。「はじめに」の注(1) 1. 1) — 4) 報告に  
依れば、「速盤銘」には、文王・武王以来、成王・康  
王・邵王・穆王・龔王・懿王・孝王・夷王・刺王・そし  
て天子たる宣王に到る一二王が、作器者速の家譜ととも  
に記録されている。司馬遷の『史記』「周本紀」に依れ  
ば、西周王朝の王統譜は、文王・武王・成王・康王・昭  
王・穆王・恭王・懿王・孝王・夷王・厲王・宣王そして

幽王となっており、昭王Ⅱ邵王、恭王Ⅱ龔王、孝王Ⅱ考

王、夷王Ⅱ夷王、厲王Ⅱ刺王、天子Ⅱ宣王であることが、

明らかである。西周時代後期における西周王室の王統譜

と『史記』の記述がほぼ一致することがこの銘文によつ

て、確認されたことになる。表記が合致しないのは、当

面、邵王・龔王・考王・夷王・刺王の五人の王名である。

一見して問題となるのは、「周公称王」期及び「共和」

期が、「速盤銘」には記録されていない点である。因み

に、『夏商周断代工程』では、「周公称王」期・「共和」

期を設定した王統譜を断代している。<sup>(1)</sup>しかしながら、

「速盤銘」に依れば、「周公称王」期も「共和」期も表記

されていない。即ち、西周後期における西周王朝の正統

な王統譜は、「速盤銘」に示されている、と考えるべき

であろう。西周金文において、未だかつて、「周公称

王」期・「共和」期を明示した例を見ない。<sup>(2)</sup>速盤銘は、

西周後期という時代における王統譜の認識であり、即ち、

西周時代の王統譜と受け止めるべきであろう。

注

(1) 『夏商周断代工程』二〇〇〇年一〇月、三六一―三七頁。

(2) 「筆談」『文物』03・6、五九―六〇頁、張懋鏞發

言参照。李伯謙氏も、五三頁で、同様の発言をされてい

る。

第一項 史墻盤銘に依る王統譜

一九七六年出土の「史墻盤銘」には、文王・武王・成

王・康王・邵王・穆王の六王が記されており、邵王が昭

王と表記されている以外は、司馬遷の『史記』「周本

紀」に一致することが知られている。<sup>(1)</sup>「図10 史墻盤」・

「図11 西周王統譜と微氏家譜」に示す如く、史墻盤銘

は、全文二八四字、文王以来穆王までの王名と天子たる

「龔王」の王統を表記するものであり、『史記』「周本

紀」と一致している。縦軸として西周王朝の王位継承関

係を示しているのが銘文前半部分である。後半部分には、

作器者史墻なる人物に至る、殷代末期、殷周革命時の

「青幽なる高祖」以来の「微氏の家譜」が述べられている。

縦軸として、高祖・刺祖・乙祖・亞祖祖辛・文考乙

公の五代が父子関係で世代交代していると理解できる。

一方、横軸として、西周王朝の各王の王世との対応関係

については、確実なところまでは見極められない。これ

を契機として西周初期・中期の青銅器の編年観を修正す

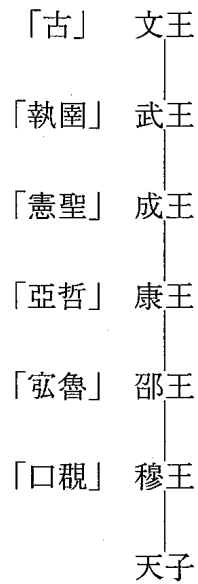
る結果となり、「図11 西周王統譜と微氏家譜」に示し

た如く、縦軸と横軸の対応関係が考えられるようになった



図10 史墻盤（左：銘文拓本 右：器写真）

(1) 〔史墻盤銘に依る西周王統譜〕



(2) 〔微氏家譜〕

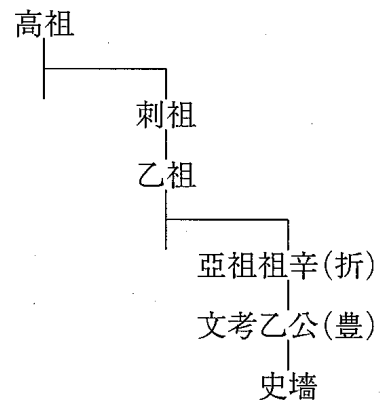


図11 西周王統譜と微氏家譜

(2) た。なお、「亞祖祖辛」は、のち、史牆の子輩、癩の作器になる一式癩鐘銘においては「高祖辛公」と称されるようになり、「高祖」という称が、分族して新たな一家を創世した当主を指しているものであることについては、すでに指摘しておいた。(3)

西周王朝の王統譜と微氏家譜を以上の如く捉えた時、次に問題となるのは、周王の名は、生号か諡号かという点である。李伯謙氏は、逯盤銘により「天子」が『史記』周本紀に見える「宣王」であり、「天子」と称して「宣王」と称していないので、文・武・成・康から厲王に到るまでの王号は、すべて死後の諡号であって生称ではない。また、長由盃の「穆王」・十五年趙曹鼎の「龔王」は、いずれも後代の記述であり、「穆王」・「恭王」の生称の証足りえない、とされている。(4) 李氏の指摘の前半については、正にそのことが問題なのであり、諡号か生号か判断できないからこそ、従来からの課題となってきたものに他ならない。従って、諡号説の論拠足りえないこと、明らかである。後半の長由盃「穆王」・十五年趙曹鼎「龔王」が、後代の諡号であるという指摘は、李氏の新しい解釈であると思われるが、そのように考える為には具体的な論証を要しよう。本稿では、従来の、王

国維・郭沫若の説(5)以来の解釈が自然であると思われるので、「穆王」・「龔王」生号の例と理解するものである。

以下に西周金文に見える西周王朝の王号の例を挙げる。  
〈周王生号の例〉

文王 天馬—曲村 M31:108玉環 「文—王王卜曰」

(文—王字は1字合文、以下同じ) 山西省考古研究所・北京大学考古学系 『文物』一九九四年第八期

「天馬—曲村遺址北趙晉侯墓地第三次発掘」

武王 利簋 臨潼県文化館「陝西臨潼発現武王征商

簋」『文物』一九七七年第八期

「武—王征商、佳甲子朝」

成王 猷侯鼎 『两周』(02年版) 図1、録19才、攷31

「唯成王大篆在宗周」

穆王 長由盃 陝西省文物管理委員会「長安普渡村西

周墓的発掘」『考古学報』一九五七年第一期

「佳三月初吉丁亥、穆王在下廔、穆王郷豊、

即井白、大祝射、穆王蔑長由、以速即井白、

白氏曠不姦」

適簋 『两周』(02年版) 図310、録33才、攷55

「穆王在蒼京」

龔王 十五年趙曹鼎 『兩周』(02年版) 図260、録46ウ、攷69

「龔王在周新宮」

五祀衛鼎 龐懷清 吳鎮烽 雒忠如 尚志儒

「陝西省岐山県董家村西周窖穴発掘簡報」『文物』一九七六年第五期

「余執龔王恤工」

懿王 匡卣 『兩周』(02年版) 録62ウ・63オ、攷82

「懿王在射盧」

・参考

周公 05・2・19金沢大フォーラムにて、徐天進スラ

イド史料

「周公貞」(陝西岐山県周公廟大墓附近採集亀

甲片)

小臣單觶 『兩周』(02年版) 図405、録1ウ、攷

2

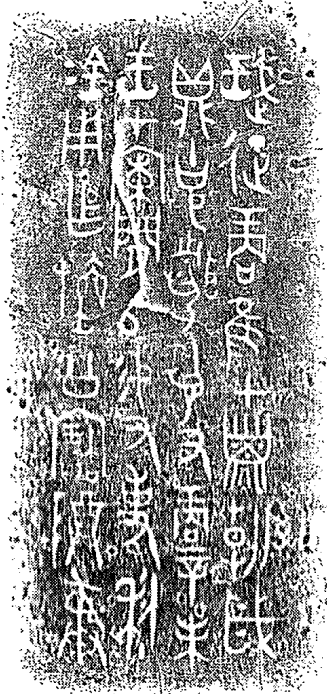
「王後反、克商、在成師、周公賜小臣單貝十

朋」

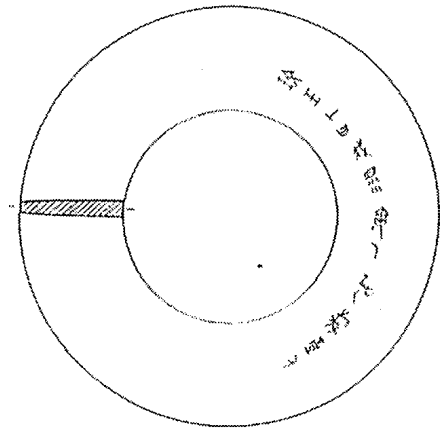
〈周王生号の例〉は、文王・武王・成王・穆王・龔王・懿王の六王が確認できる。文王・武王の二王を除く、成王・穆王・龔王・懿王の四王に関しては、夙に樋口隆

康氏によりの確に証されている<sup>(6)</sup>。文王については、天馬―曲村31号墓(西周晚期墓)出土の玉環(図12(1) 文王・玉環)に刻まれた「文―王王卜曰(文―王王卜して曰く)」の例が、文王生号の例と考えられる。二〇〇五年二月一九日、金沢大学で催された「中国考古学フォーラム」で、北京大学の徐天進氏が陝西省岐山県周公廟の西周時代の墓附近で採集した亀甲片をスライドで紹介されている。その亀甲片に「周公貞(周公貞す)」と認められ、この「周公」は、周公旦の生称と考えられる。書式・書風ともに似ており、時期も近いものと思われる。従って、天馬―曲村M31・108玉環の「文―王王卜曰」の例は、後半の辞意は読み取り難いが、文王生号の例と見ることができるといえる。武王については、「武王征商簋」として著名な「利簋」(図12(2) 利簋)に「武―王征商、佳甲子朝(武王商を征せり。佳甲子の朝なり)」とあり、「大邑商」(甲3659)を征討した事実を高らかに表現するとともに、克殷後、7日目に立ちどころに利簋が製作された事情が記されている。この利簋が、殷墟出土の西周時代初期の青銅器の范型の分析に依り、武王により「利」の戦功を賞して作銘され、製作されたことが明らかとなった<sup>(7)</sup>。即ち、武王期にはすでに西周王朝は

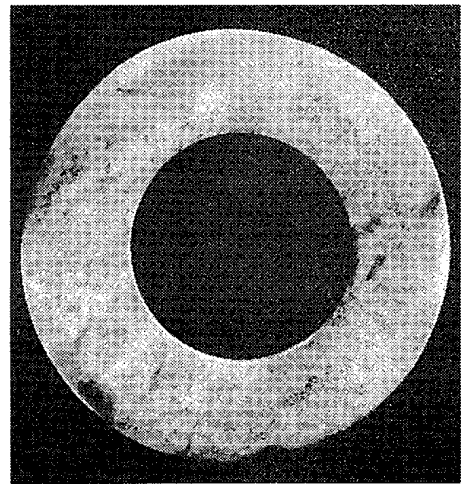




(2) 利簋銘文



(1) 文王·玉環 (I11M31:108)



(1) 文王·玉環 (I11M31:108)

图12 (2) 利簋 (1) 文王·玉環

文字を知っていたことを示すものであり、かつ、武王は生号であることが確実となったことになる。このことから次のように考えられる。文王生号の例は、殷末期、帝辛・紂王の時代に「文王」とすでに称し、玉環にも刻みつけていたのであるからには、「文王」の時代から西周王朝は文字を知っていたのであり、その故もあって、「文王」は、史牆盤銘において西周王朝初代の王として表記されているのである、と。さらに史牆盤銘に見える西周王朝の王号には、文王・武王・成王・穆王については、生号であり、死後もそのまま生号で称されていたことが知られたことになる。となれば、残りの二王、康王と邵王については、生号の例は未発見であるけれども、生号であり、死後も生号で称された可能性が極めて高いと考えられよう。史牆盤銘に見える西周王朝の王統譜は、文王を初代とする生号を死後も用い、父子関係で王位継承が行われていたことを示すものであった、と理解される。

「王」又は「天子」の語が必ずと言って良いほど表現されるのが、「對揚語」の部分である。そこにおいては、常に「對揚王休（王の休に對揚し）」又は「對揚天子丕顯魯休（天子の丕顯なる魯休に對揚し）」なる表現が見られる<sup>8)</sup>。即ち、西周金文中では、「時王」の生号で表記することが、むしろ異例に属しており、生号を持つてはいても、銘文化しないことが当時の通例であった、と理解する方が自然であろう。西周青銅器銘文中の「時王」の表現としては、「王」又は「天子」が通例であり、史牆盤銘に見える周の王名は、「文王」・「武王」・「成王」・「穆王」生号の例を勘案すれば、恐らくはすべて生号であったものであり、「時王」のみ「天子」と表現され、「時王」の血統上の正当性を主張したものと考えられる。死後の西周王朝の王号の例は、次の如くである。

〈死後の周の王号の例〉

文王 大盂簋 『西周』(02年版) 図300、録1オ、攷1

「丕顯考文王」

何尊 『陝西(四)』二、一九八四年

「文王 武王」 成王期

大盂鼎 『西周』(02年版) 図257、録22、攷33

「丕顯文王王受天有大命、在武王王」

康王期

德方鼎 『上海』 28

史墙盤 『陝西(二)』四、一九八〇年

『武王』

「文王」・「武王」・「成王」・「康王」・「邵王」・「穆王」

作册大方鼎一 『西周』(02年版) 図51・52、録21ウ、攷33

宗周鐘 『西周』(02年版) 図209、録31、攷51

「武王成王異鼎」

康王期

「王適征文王武王董彊土」

刺王期

宜侯矢簋 『録遺』 167

毛公鼎 『西周』(02年版) 図275、録107、攷134

「武王 成王」

康王期

「丕顯文武」

邵王

刺鼎 『西周』(02年版) 図258、録36、攷59

師詢簋 『西周』(02年版) 録108才、攷139

穆王

「王嫡啻、用牡于大室、啻邵王」

「丕顯文武」

庖鼎 『西周』(02年版) 録76、攷96

詢簋 段紹嘉「陝西藍田県出土弭叔等彝器簡介」『文物』一九六〇年第二期

龔王

大克鼎 『西周』(02年版) 図273、録96ウ、攷121

「丕顯文武」

龔王

「龔王」

逯盤 陝西省考古研究所等「陝西眉県楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報」『文物』二〇〇三年第六期

戎生編鐘 李学勤「戎生編鐘論釈」『文物』一九九九年第九期

六期

刺王

「用龔王令」

「文王」・「武王」・「成王」・「康王」・「邵王」・「穆王」・「龔王」・「懿王」・「考王」・「夷王」

刺王

吳虎鼎 穆曉軍「陝西長安県出土西周吳虎鼎」『考古与文物』98・3

「刺王」

宣王期

「刺王」

「刺王」

宣王期

宣王期

「刺王」

武王

中鼎一 『西周』(02年版) 図47、録7ウ、攷16

・参考

「賜于武—王作臣」

成王期

周公

周公簋 『西周』(02年版) 図61、録24才、攷39

「作周公彝」

〈死後の周の王号の例〉に示す如く、速盤銘を含め、二十七件の西周青銅器銘文にその例が見られる。大豊簋・何尊・大孟鼎等に見える文王・武王以下、成王・康王・邵王・穆王・龔王・懿王・考王・夷王・刺王の十一王が速盤銘の字形と一致していることが知られる。少なくとも、史牆盤銘に見える王号は、生号をその王の死後も用いて称していた、と思われるのである。従って、速盤銘に見える十一王についても同様と考えられよう。次項では、速盤銘に表現された王統譜の考察を行いたい。

注

- (1) 陝西周原考古隊「陝西父扶風莊白一号西周青銅器窖藏發掘簡報」『文物』一九七八年第六期。松丸道雄「河南鹿邑長子口墓をめぐる諸問題—古文獻と考古学との邂逅—」『中國考古学』第4号、二〇〇四年一月一日、二二三頁。拙稿「三式癸鐘銘より見た西周中期社会の動向」『中国の歴史と民俗』一九九一年、三三三頁。
- (2) 劉啓益「微氏家族銅器与西周銅器断代」『考古』一九七八年第五期。李学勤「西周中期青銅器的重要標尺」『中国歴史博物館館刊』一九七九年第一期。注(1)拙稿三二三頁。
- (3) 注(1)拙稿、三三五頁。曹璋「高祖考」『文物』二〇〇

〇三年第九期、にも同様の考え方が認められる。

- (4) 「筆談」『文物』〇三・六、五三頁、李伯謙發言。なお、平勢隆郎「東京大学東洋文化研究所報告 中国古代紀年の研究」一九九六年三月二九日、五四〜五五頁で、五祀裘衛鼎・十五年趙(筆者注、趙の誤り)曹鼎の「恭王」は「共王」ではない、曆譜計算上、「恭王(『史記』周本紀)」と「共王(十五年趙曹鼎の龔王、即ち速盤銘の龔王)」は、同時代ではない。つまり、別人と言う。その説明は、不可解である。そもそも、曆日による青銅器の編年を前提に、考察を進めること自体、西周青銅器銘文研究上、本末転倒している。青銅器銘文の読解の通例に沿って五祀裘衛鼎・十五年趙曹鼎の「龔王」は、「速盤銘」の「龔王」であり、従って生号であると理解するのが自然である。
- (5) 王国維『觀堂集林 補遺卷九』「古諸侯稱王說」、郭沫若『西周・考』「趙曹鼎」六九葉。
- (6) 樋口隆康「西周銅器の研究」『京都大学文学部紀要』第七、一九六三年。なお、陝西岐山周公廟付近採集龜甲片の「周公貞」については、二〇〇五年六月二十五日、三田史学会発表後に以下の論述に気づいたので、筆者の粗漏を謝するとともに、補足をしたい。種建築「岐山周公廟遺址新出西周甲骨文」『收藏』二〇〇四年第九期、李学勤「周公廟遺址性質推想」『文博』二〇〇四年第五期、王暉「岐山考古新發現与西周史研究新認識」『文博』二〇〇四年第五期。
- (7) 難波純子「商末周初青銅器の製作地」『京都大学人文

科学研究所報告 中国文明の形成』二〇〇五年二月。

(8) 拙稿「西周冊命金文分類の試み」『東洋文化』一九七九年三月、一〇一—一〇六頁。王の例より天子の例が多く、天子とは、時王を単に指すのではなく、史牆盤銘に見られるように、歴代の周王の王統譜上の「時王」を指すものであり、血統上の正当性を主張するもの、と思われる。

第二項 速盤銘に依る王統譜

「図5 速盤」には、すでに見たように周王室の王統譜に対応する、速の家譜が記述されている。「表3 周の王統譜と速の家譜」に示したように、「丕頤朕高祖(丕頤なる朕が高祖)」單公が文王に服事して以来、速に到るまでの、周王朝歴代の周王との系譜関係を辿ることができるとあり、極めて重要な西周史探求の同時代史料といふべきものである。特筆すべきは、公叔・新室中・恵中蓋父・零白の四名に関しては、いずれにも「零朕皇高祖(零れ朕が皇いなる高祖)」の五文字が常に冠称されている点である。李学勤氏は、速盤に見える單公から速に到る八代の系譜と周王との関係に注目されているが、「高祖」については注目されておらず、この八代の人物関係を直系関係で捉えているようである。<sup>1)</sup> そもそ

表3 周の王統譜と速の家譜

周王	速家	器	関連器
文王 武王	單公		
成王	公叔		叔作単公方彝
康王	新室中		史速角・方鼎
邵王 穆王	恵中蓋父	天孟	盥方尊・方彝・駒尊・長由盃の速
龔王 懿王	零白		三年衛盃の單白
孝王 夷王	亞祖懿中		
刺王 (厲)	龔叔	壺・鬲・匜	
天子 (宣王)	速	盤・鼎・鼎 ・盃・鐘	

も、單公・公叔・新室中・恵中蓋父・零白の五世代に亘り「高祖」が続く例は、西周金文では類例を見ない。次のように考えられる。「高祖」の意味については、牆盤銘に見える「微氏の高祖」と三式癩鐘銘に見える「亞祖祖辛」及び同一人物である一式癩鐘銘の「高祖辛公」との関係から、「高祖」とは、周王朝に初めて服属した「初代の祖」を指すものであり、「亞祖」とは、分族した当初の「初代の祖」を指し、かつ、後には、「高祖」と呼ばれるようになる、と指摘した。<sup>2)</sup> 「零白」の次の世代

「懿中」は、考王・夷王の時期に該当し、「雱朕皇亜祖（雱れ朕が皇いなる亜祖）」と冠称されており、速の祖先は、初めて周王朝に服属した單公以来、公叔・新室中・恵中蓋父・零白と五世代に亘り、分族を繰り返し、さらに、速の祖父である懿中も分族して、父輩の龔叔を経て速に到った系譜を明らかにしたものである、と考えられる。<sup>(3)</sup>「速盤銘」に依れば、速その人は、歴代の祖先達が周王室に功績を残してきたが故に、賜与を受け、册命されている。<sup>(4)</sup>「速盤銘」の文脈は、そのように捉えて初めて理解したことになるのではあるまいか。

さて、ここで改めて「表3 周の王統譜と速の家譜」をご覧頂きたい。文王・武王に服事した「單公」以来、八代の家譜と個別の関係が考えられる青銅器の例を、関係器の欄に付している。「單公」の「單」に関して、以下、遡りうる範囲で確認をしておきたい。第一世代「單公」は、文王と同時代人であり、文王期は、殷墟文化第四期、甲骨文で言えば、帝乙・帝辛期に相当する。<sup>(5)</sup>「單」は、甲骨文第一期武丁期より見える。<sup>(6)</sup>用例としては、族名の例がほとんどである。「單」（後下一二・七、續四・四四・三、菁三、京一四二四）、「東單」（存二・九一七）、「南單」（乙三七八七、粹七三三）、「西單」（存

二・一六六、前七・二六・三）として、見えている。

「受年」の例が、存二・一六六の例で「西單田」に卜されており、殷王朝に敵対する勢力とは捉えられない。一方、第五期卜辞の存二・九一七では、「庚辰王卜口貞、今日、其逐旅以執于東單、亡災（庚辰王卜して口に在りて貞う。今日、其れ旅を逐い以て東單にて執うるに、災亡からんか）」とあり、正確に読み取り難い点もあるが、あるいは、「東單」は、敵対的であった可能性も存する。卜辞例からは、「單」・「東單」・「西單」・「南單」が確認される。「速盤銘」中の「單公」との直接的な関わりは、確認できないが、「單公」の「單」が族名と考えられるのであれば、同時期に同名の族が別途存在していたとは、考え難いものがある。即ち、「速盤銘」の第一世代「單公」は、卜辞に見える「單」等の一支と考えられよう。また、周原甲骨で、扶風齊家村の採集卜骨に、「單」字が認められるが、文意が読み取り難く、動詞なのか族名なのか、判定し難い。<sup>(7)</sup>殷金文には、確実に殷後期の「單」の例は、検索できないが、西周金文においては、図象銘・国族名又は人名として西周前期以来、用例が認められる。<sup>(8)</sup>西周前期では、叔方鼎（『文物』79・12、75頁、引用文）の「單公」、單異尊（陳R357、器未

見)の「單異」の二例が指摘できるが、「速盤銘」に見える速の家譜のどの人物に該当するのか、特定し難い。西周中期・晩期の「單」も多くの場合、速の家譜との特定が困難であるが、時期別に見ておきたい。西周中期では、單鼎(『陝西(三)』一一二、一九八二年、扶風柳東村出土)の凶象銘「單」、單盃(『陝西(三)』八五、一九八二年、扶風雲塘村出土)の凶象銘「單」、單作従鼎(『三代』2・52・6)・單觚(『三代』7・1・6)・單觚(『三代』14・17・1)に見える凶象銘が指摘しうる。西周後期では、單子白盃(『三代』10・36・2)・單白昊生鐘(『三代』1・16・2)・單白原父鬲(『三代』5・43・1)・單昊生豆(『薛氏』15・11)等に「單子白」・「單白昊生」・「單白原父」・「單昊生」が見える。以上、西周前・中・後期に亘り、「單」の作器になる青銅器が製作されていたことが知られた。しかし、速の家譜の人物との関わりは、不明である。出土地点で知られるのは、周原の中心地点である岐山県と扶風県の交界附近であることは、わずかに一例とは言え、示唆的である。<sup>(9)</sup>以下、「速盤銘」に見える速の家譜と関係する青銅器の検討に入りた。

「表3 周の王統譜と速の家譜」には、周の王統譜と

速の家譜(第一世代單公から第八世代速まで)を示すとともに、时期的には併行関係の可能性が考えられる既出土の青銅器をも明示しておいた。文王・武王に服事した第一世代單公と同時期と思われる「小臣單觶」(『周』1)の「單」なる人物が、「單公」とどのような関係になるのか、明らかではないが、殷代以来の「小臣」を冠称しており、殷王朝にかつて服属していたことが考えられよう。<sup>(10)</sup>第二世代の「公叔」は、成王期の人物であるが、「叔作單公方鼎」の「叔」が「公叔」、「單公」が「速盤銘」の單公と考えられている。<sup>(11)</sup>第三世代の「新室中」は、康王期に当たり、同じく康王期に相当する「史速角」・「史速方鼎」の「史速」が、同時期と考えられる。同族か同家族か不明であるが、岐山県の周原中心地の墓<sup>(12)</sup>葬出土である。周王朝下の「史」官である「史速」は、一定の有力な勢力を背景に持つ人物であったと考えられよう。第四世代の「恵中盞父」は、邵王・穆王期の人物であり、①「天孟」の作器者の可能性が考えられる。また、穆王期の「盞方尊」・「盞方彝」・「盞駒尊」の「盞」は、この「恵中盞父」と考えられている。<sup>(13)</sup>同じく穆王期の「長由盃」に「速」なる人物が見え、<sup>(14)</sup>同族の可能性が考えられる。第五世代の「零白」は、龔王・穆王期に該

当するが、「三年衛盃」に「單白」なる人物が見える。<sup>(15)</sup>

少なくとも、同族であろう。第六世代の「亞祖懿中」は、考王・夷王期であり、「逯」の祖父に相当する。第七世代の「龔叔」は、刺王期の人物であり、「揚簋」に見える「單白」と同時期と見られる。<sup>(16)</sup>「三年衛盃」と「揚簋」の「單白」が、同一人物である可能性は、排除できない。第八世代の「逯」は、「天子」たる宣王期の人物であると見なして良いであろう。

ここで、楊家村窖藏出土器二七器中、①「天盃」のみ西周中期の製作である以外、他の二六器の製作時期の確認を行いたい。②「單五父壺」二件、③「叔五父匜」一件、④「單叔鬲」九件、⑤「逯盤」一件、⑥「四十二年逯鼎」二件、⑦「四十三年逯鼎」一〇件、⑧「逯盃」一件、計二六器の作器者については、すべて「逯」の作器になると大方考えられている。<sup>(17)</sup>そのなかで、一人曹瑋氏のみ極めて明快に、②「單五父壺」二件、③「叔五父匜」一件、④「單叔鬲」九件、計一二件の作器者は、「逯」の父輩「龔叔」と指摘されている。<sup>(18)</sup>曹瑋氏の指摘は、銘文の表現から考えて、これら「單五父」・「叔五父」・「單叔」が同一人物であり、かつ、「逯」とは同一人物であるとは見なし難い、と言うものである。第一世

代「單公」以来の家譜で、西周後期においては、「逯」の父輩「龔叔」以外に「叔」字を共有する人物は、見当たらない。「單叔」・「單五父（單叔五父の略）」・「叔五父（單叔五父の略）」は、同一人物の可能性が高い、と判断できる。曹瑋氏の説に賛成である。当面、「逯」とは別人と考えるべきである。従って、②「單五父壺」二件、③「叔五父匜」一件、④「單叔鬲」九件、計一二件の作器者は、生号か諡号かは、にわかに判断し難いが、「龔叔」であり、刺王期ということになる。

「逯」は、宣王期の人物と見なしうるので、⑤「逯盤」一件、⑥「四十二年逯鼎」二件、⑦「四十三年逯鼎」一〇件、⑧「逯盃」一件、計一四件は、宣王期の製作とほぼ考えてよいと思われる。「逯」の作器になる青銅器は、この他に⑨「逯鐘」一六件（図9）が、近傍より出土しており、<sup>(19)</sup>総計三〇件となる。いずれも宣王期の製作と考えられる。これら三〇器を改めて「逯諸器」と称しておく。「四十二年逯鼎銘」・「四十三年逯鼎銘」については、全ての銘文が公表されているわけではない、また、極めて難解な字句が見られる反面、⑤「逯盤銘」・⑥「四十二年逯鼎銘」・⑦「四十三年逯鼎銘」・⑨「逯鐘銘」には、共通する字句が見て取れる。ここでは、



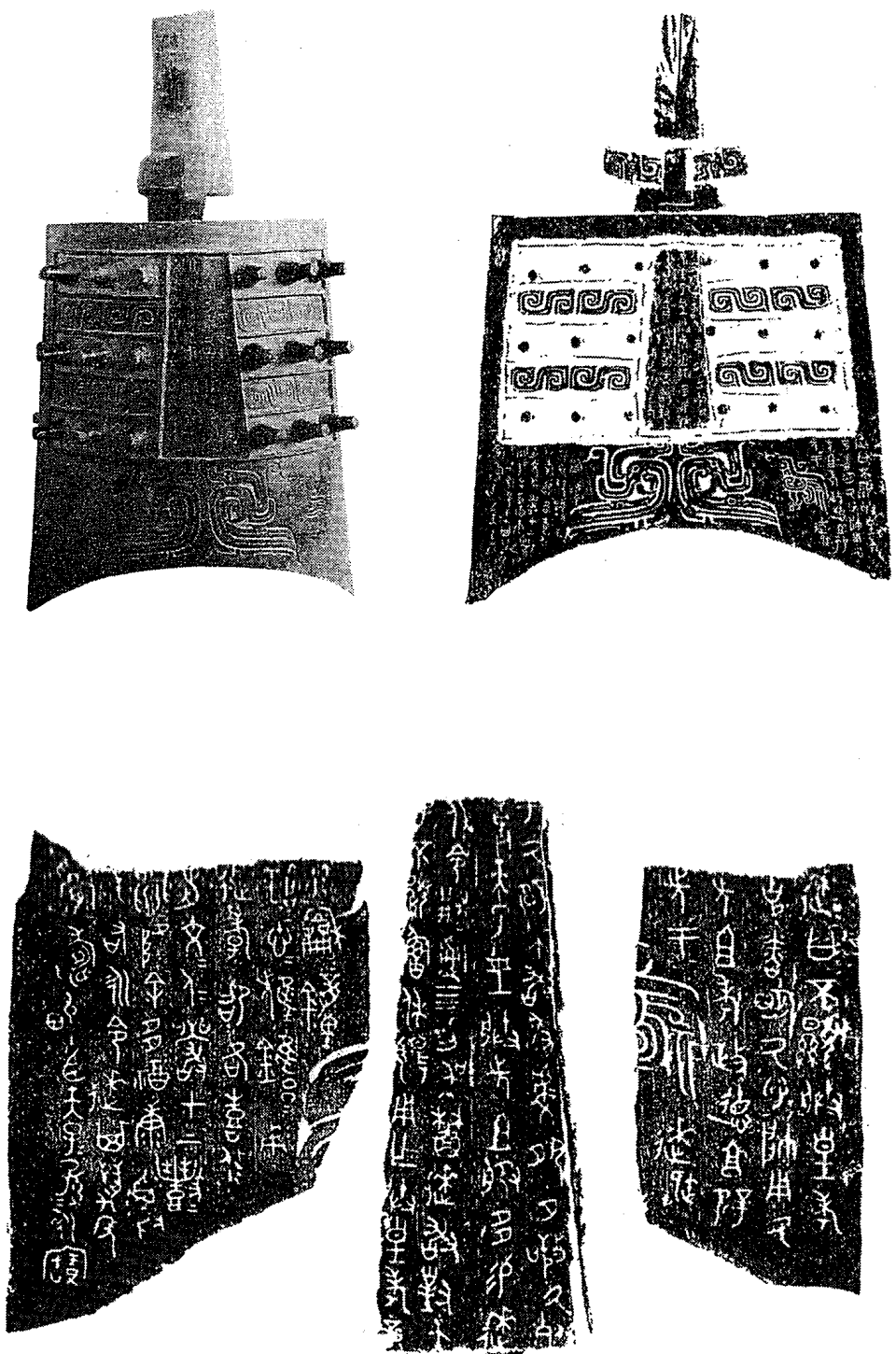


图9 速鐘乙組Ⅲ (上左：器写真 上右：文様拓本 下：銘文拓本)

王統譜の復元を試みたい。

「図13 速盤銘に依る西周王統譜と單氏家譜」を見て頂きたい。史墻盤銘と大いに異なるのは、縦軸の父子関係で世代の順を記すと共に、横軸の單氏の第一世代から第八世代までの各世代における歴代の周王への服事を記している点である。「図13(2) 單氏家譜」においては、縦軸で分族を繰り返しつつ、父子関係で世代交代している。「図13(1) 西周王統譜」においては、縦軸の周王の即位の順では『史記』『周本紀』の記述(図14)に一致し、横軸の「單氏家譜」との世代関係では、「周本紀」と一致しない部分がある。即ち、武王を第1代(武王1としている)とする第8代考王(考王8)は、「周本紀」においては同じく第8代であるが、「孝王」と表記され「共王」の弟とされている。従来、「図14 西周王室世系図」に松丸道雄氏が示された如く、『史記』『周本紀』の記述はこのように理解するしかなかったのである。<sup>(20)</sup>速盤銘では、「龔王6」・「懿王7」・「考王8」と父子関係で王位が継承されていたことになり、西周王朝の王統は、「図13(1) 西周王統譜」の如く、飽くまで直系的に受け継がれていたことになる。嫡長子制であったのかは確認できないが、單氏家譜の如く王統は、形の上

で父子関係で継承されていたのである。一方、司馬遷『史記』『周本紀』の如き伝承となった理由については、以下の推測が傍証となろう。「考王」の「考」字は、西周金文ではほとんど「亡き父」の用例が多い。従って、「懿王」の子輩が「亡き父王」では不合理なので、後世、恐らくは漢代に「意図的な書き換え」が行われ、結果、「懿王」の父輩「共王」の弟に列位され、同時に西周金文でも通用する「考」字から「孝」字への書き換えを行ったものと推測される。かかる操作の結果、西周王朝の王統譜は、本来直系的に継承されていたものが、「懿王」からその父輩「共王」の弟「孝王」へと受け継がれ、「孝王」の後、「懿王」の子輩「夷王」へと受け継がれたという極めて変則的な王統譜に仕立て上げられてしまったものと考えられる。

速盤銘に示された西周王朝の王統譜は、初代文王以来、刺王まで、生号であり死後も恐らくは同文字で記され、直系的に王位継承がなされていたことを証した。『史記』『周本紀』には、なお「宣王」・「幽王」が受け継いだことになっているが、未だに西周金文では確認されていない。しかしながら、「周本紀」が周王の即位の順については正しく伝えており、徒に古文献を疑うことはで

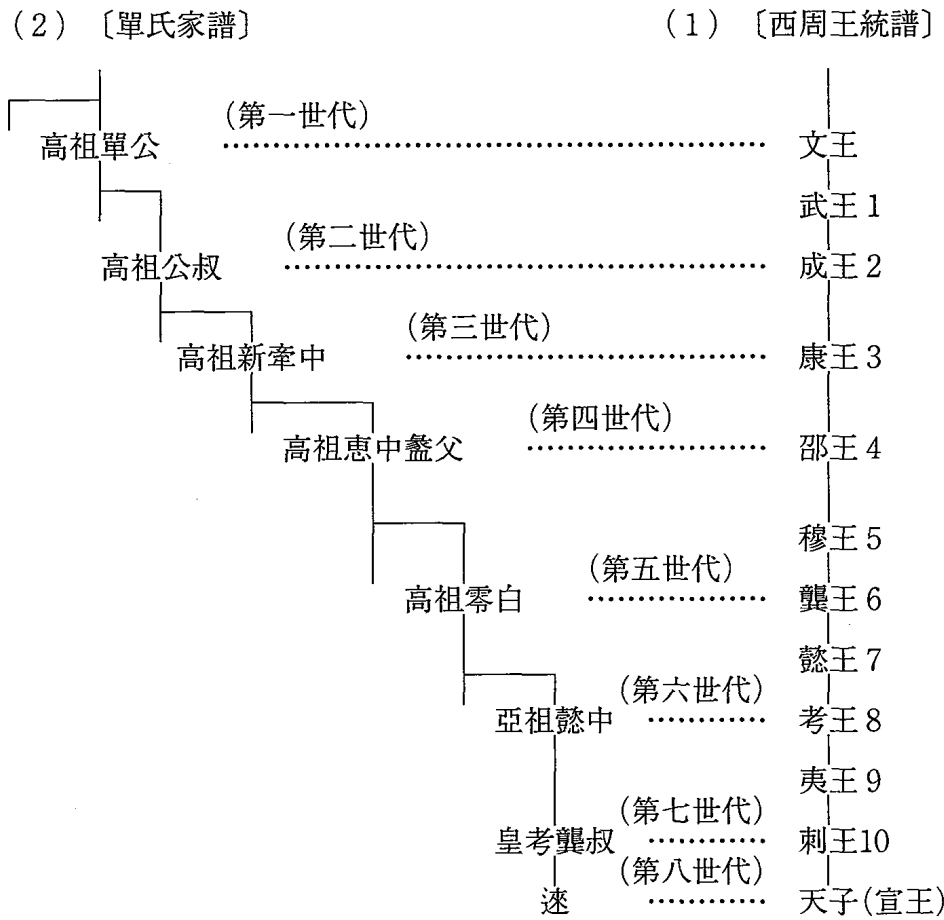


図13 逡盤銘に依る西周王統譜と單氏家譜

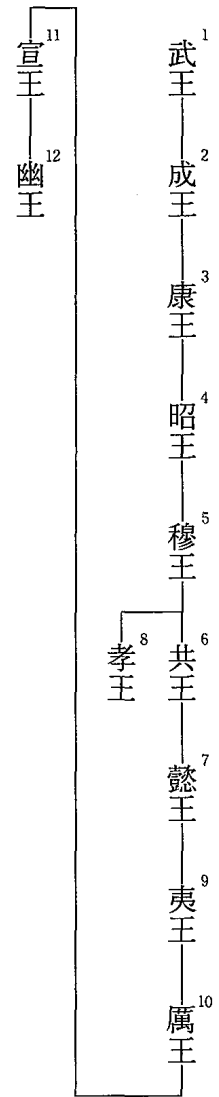


図14 西周王室世系図

きない。即位の順を正しく伝えて  
 いるからには、「周本紀」に伝え  
 られる通り「宣王」・「幽王」と継  
 承されたものと考えられる。従っ  
 て、逡盤銘に見える「天子」は、  
 「宣王」と見るのが妥当であろう  
 し、西周王朝滅亡時の最後の周王  
 は、「幽王」であった、と考えら  
 れる。「幽王」の「幽」字に関し  
 ては、「貶称」とは必ずしも捉え  
 られない、と考える。史墻盤銘に  
 「青幽なる高祖」とある「幽」字  
 や逡盤銘にも見える「幽黄」の  
 「幽」字に「貶称」の意味を求め  
 ることはできない、と考えるから  
 である。「宣王」・「幽王」に関し  
 ては、将来、史料の増加を待つて  
 論ずる機会を持ちたい。「共和」  
 期に関しては、逡盤銘に表現され  
 ていないのであるから、現段階で、  
 西周時代の編年からは、外して考

えるべきである。従って、西周時代の積年は、根本的に再構築を迫られたことになる。

注

(1) 「はじめに」注(1)2. 5)「眉県楊家村新出青銅器研究」李学勤、『文物』二〇〇三年第六期、六六—六九頁で「逯」字については、別な字に当てておられるが、本稿では、「逯」字に最も近いと考えられたので、文字の都合上もあり、「逯」字を当てている。

(2) 拙稿「三式癸鐘銘より見た西周中期社会の新動向」『中国古代の民族と歴史』第一書房、一九九三年、三三五頁。曹璋「高祖考」『文物』二〇〇三年第九期参照。張天恩「はじめに」注(1)2. 13)所掲論文、六三頁で、第一代単公から第六代懿仲まで新宗と指摘している。

(3) 注(9)曹璋論文も同趣旨である。

(4) 第一項注(1)1. 1)―4)報告、参照。

(5) 『夏商周断代工程』二〇〇〇年一〇月、五〇頁。

(6) 『殷墟卜辞綜類』島邦男、一九七一年七月、四四五頁。俞偉超『中国古代の社会と集団』一九九四年及び劉正『金文氏族研究 殷周時代社会・歴史和礼制視野中的氏族問題』二〇〇二年一月に搜集された甲骨文・金文の例を参考とした。

(7) 『周原甲骨文』曹璋、二〇〇〇年、一四三頁、FQ I (原号79FQNH1.1)。

(8) 『金文人名彙編』呉鎮烽、一九八七年二月、二四一

二四二頁。

(9) 徐天進「はじめに」注(1)2. 4)「筆談」『文物』〇三・六、六三頁に、周原では、大きな房屋建築遺址・窖藏・墓地・居址が同一の地点に分布していることを指摘している。「單」に関しては、他にも近年の出土例として見えている。單鼎(洛陽市文物工作隊「洛陽市唐城霸花園C3M4417西周墓發掘簡報」『文物』二〇〇四年第七期)には、「單作父辛宝障彝」なる銘が見え、筆者は文例・書風から西周早期と考えているが、報告者は、「具有商代晚期的風格」と言い、また、土器の型式より、西周中期の墓葬であるという。さらに、腰坑を持つことから、「殷遺民墓」である、という。この「單」は、恐らく、第一世代の「單公」以来の「逯」家とは、別系統と思われる。

(10) 白川静「小臣考」『立命館文学』一一六、一一七、一九五五年。

(11) 『集成』4/2270、李学勤「寶鷄眉県楊家村單氏家族青銅器群座談紀要」『考古与文物』〇三・三、一三頁。

(12) 長水「岐山県賀家村出土的西周銅器」『文物』七二・六。「史逯」の「逯」は、「迹」字に积されているが、字形上「逯」字に近いと思われる。徐天進「筆談」『文物』〇三・六六、六三頁に、窖藏・墓地・居址が同一地点に分布しているのが、周原における分布上の特性であることを指摘している。

(13) 「はじめに」注(1)の1の3)「陝西眉県楊家村西周青銅器窖藏發掘簡報」、陝西省考古研究所・寶鷄市考古工作

隊・眉県文化館・楊家村聯合考古隊、『文物』二〇〇三年第六期、三七頁に、盞は昭穆期の人物として、「惠中盞父」と同一人物としている。なお、盞器の出土地点は、「速諸器」の出土地点の近傍であり、李長慶「祖国文物的又一次重要發現——陝西眉県発掘出四件周代銅器」『文物參考資料』一九五七年第七期で眉県楊家村出土と報告されている。

(14) 『文物參考資料』一九五五年第二期、

(15) 『陝西（一）』一七二に従った。

(16) 『西周』九一・九二の郭沫若の編年に従った。

(17) 「はじめに」注(1) 1. 報告1) 4)、2. 関係論文1) 3)に研究者間の考えが示されている。特に、「陝西眉県楊家村出土窖藏青銅器筆談」馬承源・王世民・王占奎・劉軍社・劉懷君・朱鳳瀚・陳佩芬・李伯謙・李学勤・張長寿・張培瑜・張懋鎔・高明・徐天進・曹璋、『文物』二〇〇三年第六期には、ほぼ当代を代表する考えが見られる。

(18) 曹璋「はじめに」注(1) 2. 4)「筆談」『文物』〇三・六六四頁。「はじめに」注(1) 2. 13)張天恩「從速盤銘文談西周單氏家族的譜系及相關銅器」『文物』二〇〇七年第七期、六三—六四頁で、同様の指摘をされている。

(19) 「はじめに」注(1) 4. 速鐘關係論述

1) 「眉県出土一批西周窖藏青銅樂器」劉懷君、『文博』一九八七年第二期。

2) 『陝西金文彙編』吳鎮烽、九〇五頁

3) 『陝西青銅器』李西興、一二七

4) 『梁其盞及其他關係諸器研究』ノエル・バーナード。

(20) 松丸道雄「殷周國家の構造」『岩波講座 世界歴史4 古代4』一九七〇年、九七頁。最近の論考である、劉士莪「墻盤・速盤之対比研究——兼談西周微氏・単公家族窖藏銅器群的歷史意義」『文博』二〇〇四年第五期、吉本道雅「西周紀年考」『立命館文學』第586号、二〇〇四年一〇月、も同様である。

(21) 松丸道雄「はじめに」注(4)論文、一三三三頁で、龔王から共王へ、孝王から孝王へ、刺王から厲王へ、意図的な書き換えが、漢代文献に見られると指摘されている。

(22) 松丸道雄「はじめに」注(4)論文、一三三三頁に、貶称に関する考えが見える。

おわりに

西周史は、今日に至るも、なお、司馬遷『史記』「周本紀」を始めとする古文獻を主たる史料として、構築されてきている<sup>(1)</sup>。本稿は、同時代史料たる西周青銅器銘文及び考古資料を主として、西周史を構築しようとして試みたものである。史墻盤銘とこれまでの青銅器銘文及び考古資料に依り、西周王統譜は、周王の生号で文王以来、直系的に表記したものであったことを証した。それにより速盤銘に表現されている王統譜は、同様に、周王の生号

で直系的に表記されており、従って、司馬遷『史記』「周本紀」の王統譜とは異なっている。即ち、速盤の「考王」は、「周本紀」の「共王」の弟の「孝王」の世代ではなく、「懿王」の子輩であって、世代においては二世代のズレが生じていることになる。また、速の系譜は、殷代甲骨文に見える「單」の系統であり、文王以来、代々西周王朝に服事する家である。横軸として、單氏の家譜と王統譜が対応関係にあり、世代の順が明確に読み取れる。その速盤には、「共和」は示されていない。西周青銅器銘文にも「共和」は、見えない。よって、西周時代の積年は、「共和」はなかったこととして、再構築を迫られたことになる。周原を主たる舞台として行われた冊命という政治行為は、西周王権を支える支配の根幹をなしていたと考えられる。速盤銘に見える王統譜と單氏家譜からは、直系・傍系を問わず、歴代の祖考に対する「孝」を最優先する原理<sup>(2)</sup>に基づく「冊命制度」こそ、西周王権を支える根幹をなす制度であったと見ることでできよう。即ち、歴代の祖考に対する「孝」による西周王権と服属諸侯との間の結合原理は読み取れるが、王国維「殷周制度論」(『觀堂集林』卷十)に言う所謂「宗法制」を読み取れることは、できなかつた。度重なる「犬

戎」の侵入により、西周王朝の王畿が壊滅し、服属諸侯の多くは、その采邑地を失い、結果として、西周王朝はその支配を支える根幹を喪失した。従って、東遷後の東周王朝は、西周王朝が所有していた支配の実態を持ち得なかつたが故に、本質的には、西周王朝とは異なる王朝であつた、と言えよう。

#### 注

(1) 平勢隆郎『中国の歴史 02 都市国家から中華へ 殷周 春秋戦国』二〇〇五年四月一五日は、今日の研究状況をわかり易く説かれている。最近の松井嘉徳氏の論考である『周代国制の研究』(二〇〇二年二月)ならびに『古代王権論』「経巡る王」(二〇〇三年一月)に見える松井氏の議論には、実証的立場からの疑義がある。「晋侯蘇鐘銘」の理解において、夙夷討伐に転戦する周王に「経巡る王」の姿を見て取る松井氏の論旨は、理解不能である。「転戦」と「経巡る」ことは、意味内容において異なるにもかかわらず、同一視されており、後の行論を不可解なものとしている。勘違いではなからうか。また、「呉虎鼎銘考釈—西周後期、宣王朝の実像を求めて—」(『史窓』第61号、二〇〇四年二月)において、速盤銘に示された王統譜をアプリアリに操作されたものと見なし、また、「記憶される西周史—速盤銘の解読」(『東洋史研究』第六十四卷第三号、二〇〇五年十二月)においても、

論証無しに速盤銘を速側によつて作為されたとして議論を展開されている。同時代史料としての西周青銅器銘文の性格を認識する上で、極めて重大な問題についての論証を欠くものである。「皇高祖」が五人も登場すること自體が異様である（『記憶される西周史』九頁）と述べておられるが、であればこそ、そこに示された史実から実証的に考究すべきである。松井氏の行論は、敢て言うならば、古文献に拘束されている、と言えよう。本論で考察した如く、「高祖」とは、分族して新たな一家を創世した当主の称である。

本稿は、昨年六月二十五日、慶應義塾大学三田史学会で発表し、九月に慶応大学に提出した学位論文「西周王権と諸侯」の一部分より取りまとめたものである。若干部分、修正・補足をしている。発表時、東京大学名誉教授松丸道雄氏より「一二王と八世代の速の家系の関係は、不自然であり、何らかの背景を考察すべきである」という趣旨の貴重な指摘を受けた。記して感謝の意を表するとともに、松井嘉徳氏が『記憶される西周史―速盤銘の解説』で論じられた「昭穆」の在り方は大変参考になるものであり、改めて実証的に考究する機会を持ちたい。なお本稿は、本年一月一日に急逝された林已奈夫先生に捧げます。学生時代以来三十有余年、折に触れ、先生には啓発的なお言葉を掛けて頂き、深い学恩を蒙りました。感謝申し上げます。

合掌

(2) 池澤優『「孝」思想の宗教学的的研究』二〇〇二年。